

環境保全型農業直接支援対策に係る有機農業の取組の支援対象作物について

県の慣行レベルが設定されていない作物について、通常の営農管理において化学肥料又は農薬を使用しているかどうかの確認結果及び有機農業の取組支援の判定結果

作物名	有機農業の取組支援対象の判定	通常の営農管理での使用状況	
		化学肥料	化学合成農薬
そば	可	使用	使用
二条大麦	可	使用	使用
小麦	可	使用	使用
ハンダマ(ハウス栽培)	可	使用	使用
ナバナ	可	使用	使用
たかな	可	使用	使用
ヤマイモ(やまのいも)	可	使用	使用
ズッキーニ	可	使用	使用
ドラゴンフルーツ	可	使用	使用
あわ(粟)	可	使用	使用
落花生	可	使用	使用
アテモヤ	可	使用	使用
ウコン	可	使用	使用
なた豆	不可	使用	×
へちま	不可	—	—
マクワウリ	不可	—	—
シシトウ	不可	—	—
まこもたけ	不可	—	—
セロリ	不可	—	—
大根葉	不可	—	—
モウイ(赤毛瓜)	不可	—	—
ヤーコン	不可	—	—
葉ニンニク	不可	—	—
といもがら	不可	—	—
みがしき	不可	—	—
赤しそ	不可	—	—

注1)地域から問い合わせのあった作物について判定しています。

注2)通常の営農管理での使用状況欄の×印は、県の栽培技術指針等で判断し、使用が認められないもの。

注3)通常の営農管理での使用状況欄の—印は、現時点で県の栽培技術指針等がなく使用、不使用の判断ができないもの。